

告 示

埼玉県告示第千九十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり廃止の届出があった。

平成二十七年九月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

名称		所在地		サービスの種類		廃止年月日	
花えぷろんデイサービス	久喜市北青柳七〇 五〇一	久喜市小右衛門九 三四一	久喜市本町二一 一四三	通所介護	平成二十七年三月 三十一日	介護予防通所介護	平成二十七年三月 三十一日
日生薬局 栗橋店	久喜市本町二一 一四三	久喜市本町二一 一四三	久喜市本町二一 一四三	居宅療養管理指導	平成二十七年八月 十五日	介護予防居宅療養 管理指導	平成二十七年八月 十五日
本町歯科診療所	久喜市本町二一 一四三	久喜市本町二一 一四三	久喜市本町二一 一四三	居宅療養管理指導	平成二十七年七月 三十一日	介護予防居宅療養 管理指導	平成二十七年七月 三十一日
ウエル歯科クリニック	春日部市藤塚一〇 五三一五	春日部市藤塚一〇 五三一五	春日部市藤塚一〇 五三一五	居宅療養管理指導	平成二十七年七月 三十一日	介護予防居宅療養 管理指導	平成二十七年七月 三十一日